

発議第 6 号

消費税率の5%への引き下げを求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

提出者 松伏町議会議員 平 野 千 穂
賛成者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

松伏町議会議長 田口 義博 様

消費税率の5%への引き下げを求める意見書

いま、我が国ではあらゆるものの物価が高騰し続けています。特に日常生活に不可欠な商品・サービスの相次ぐ値上げは、国民の生活を強く圧迫しています。

このような状況の中、消費税の軽減を求める声が大きく広がり、国政においても複数の政党・国会議員が消費税の減税に言及しています。消費税の減税が物価高騰対策として有効だという認識が、広く共有されていることのあらわれです。

消費税は原則すべての商品・サービスに課税されるため、一律で軽減することにより大きな減税効果が生まれます。たとえば消費税率を5%に引き下げると、1世帯あたり平均で年間約12万円の減税となるという試算があります。消費税減税は物価を直接的に引き下げることも含めて、物価高騰対策として大きな効果が期待できます。

一方、消費税を減税するには、その減収分を別な形で確保する必要があります。現在の我が国の税制は、より大きな収益をあげている大企業や、巨額の資産所得を得ている富裕層ほど税負担が軽くなるという実態があります。応能負担という原則に立ち返り、大企業や富裕層への優遇税制を見直すことで大きな財源を確保できます。加えて、憲法9条の理念とかけ離れた巨額の防衛費を見直すことによっても、大きな財源を生み出すことができます。

また、消費税率を一律にすることで、複数税率に対応するための適格請求書（インボイス）も不要となります。インボイスは特に小規模事業者や個人事業主に過大な負担をもたらしており、この機会に廃止すべきです。

よって、国においては、次の対策を講じるよう、強く求めます。

- 一、消費税の税率を、すみやかに5%に引き下げること。
- 一、消費税減税による減収分については、大企業と富裕層への優遇税制の見直し、巨額な防衛費の削減によって財源を確保すること。
- 一、適格請求書（インボイス）をすみやかに廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月27日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	関 口 昌 一 様
内閣総理大臣	石 破 茂 様
総務大臣	村 上 誠一郎 様
財務大臣	加 藤 勝 信 様